

第6章 計画の推進・管理

第6章 計画の推進・管理

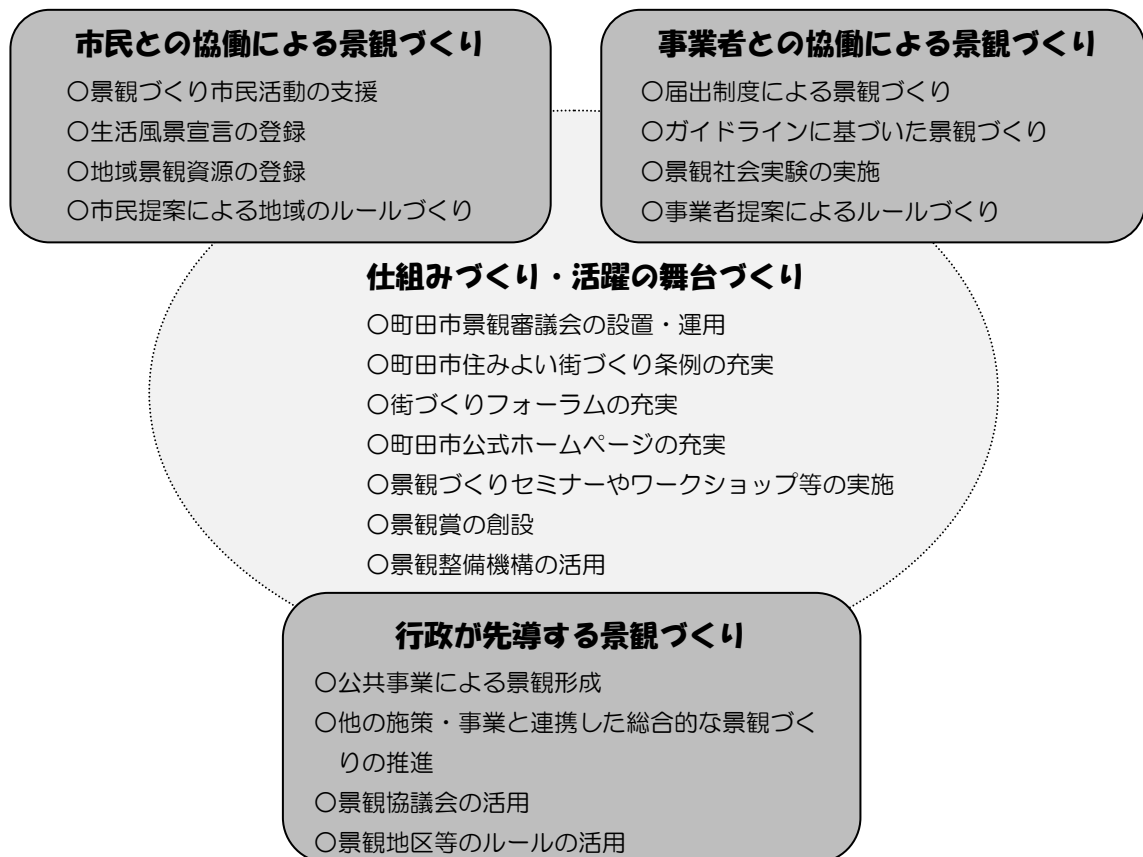
より良い市の景観づくりを進めていくために、市民・事業者・行政が連携し、協働による景観法を活用した景観づくりのほか、景観づくりに関わる他の施策・事業との連携による総合的な景観づくりの推進、町田市住みよい街づくり条例の充実など、さまざまな取り組みを複合的に積み重ね、具体的な景観づくりを実践していきます。

また、それらの推進施策が効率的・効果的に取り組まれているかを定期的に評価・検証し、必要に応じて見直しを図ります。

1 各主体との協働の体制づくり

魅力のある景観づくりのためには、市民・事業者・行政がともに理解・協力することが不可欠であり、一步ずつ着実に景観づくりを進めていくことが重要です。

市では、各主体が景観づくりに取り組むことができるように、多様な制度や仕組みを用意し、協働して景観づくりを進めていきます。



2 具体的な景観づくりの実践

(1) 市民との協働による景観づくり

○景観づくり市民活動の支援*

市民が主役となって市の景観づくりに取り組みよう、市民提案による景観づくりの実践に向けた具体的な活動に対する支援を行うとともに、それらを効果的に実践するための仕組みを整備していきます。

また、景観づくりに取り組む市民組織の交流や情報の共有など、ネットワークの構築を推進していきます。

* 町田市景観計画の策定に先立ち、2カ年にわたる（2007、2008 年度）「景観市民調査会」を開催し、市の景観の特徴や課題、市民による景観づくり活動に関する提案など、活発な検討が行われました。

そこでの提案内容を実践するため、いくつかの仕組みを創設します。今後も、提案内容をより具体化し、必要な仕組みや体制を整備し、市民主体の景観づくりを推進していくために、議論の場づくりや情報の提供、活動に対する支援を行っていきます。

○生活風景宣言の登録

身近な景観づくりの取り組みを積極的に推進するため、市民が、隣同士や近所で協力して行う景観づくりの活動を宣言し、市長がその内容を「生活風景宣言」として登録し、市民に広く紹介していきます。その活動が2年間継続的に行われた場合には、生活風景に寄与した活動として景観賞を付与します。

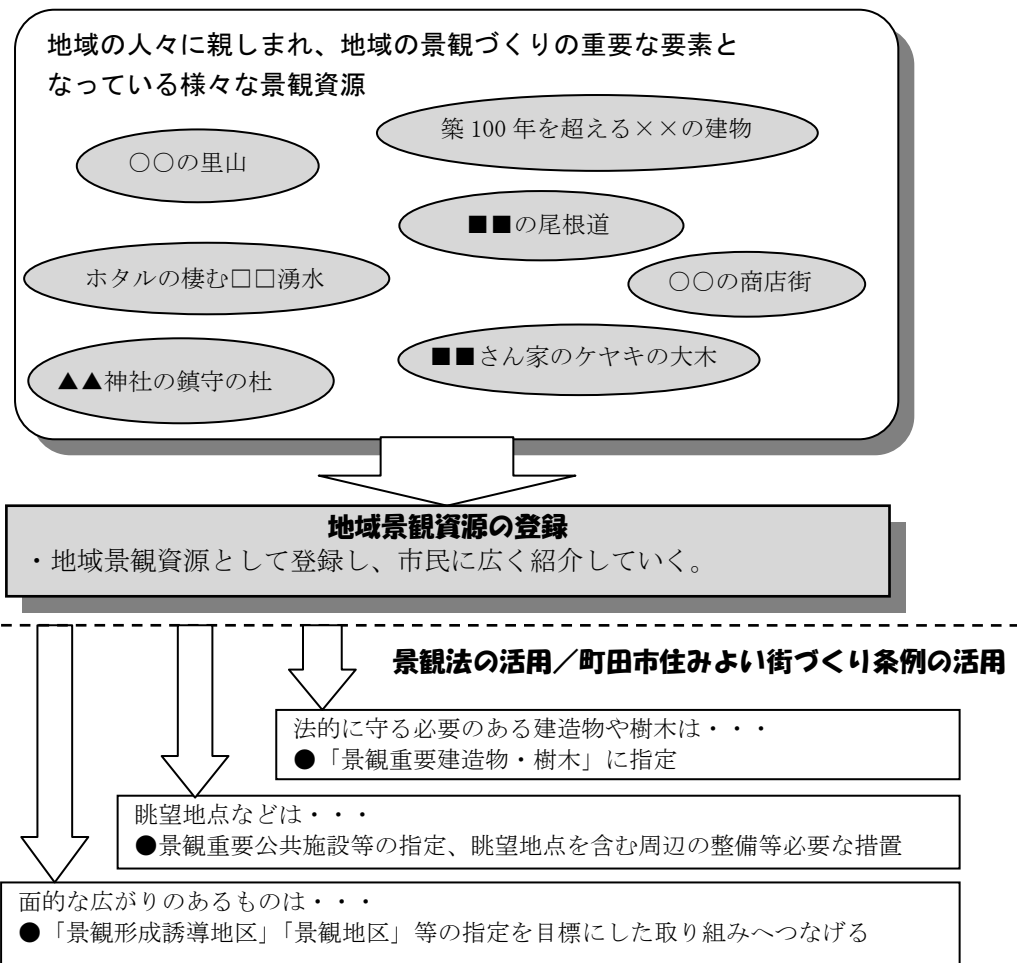
近隣の住民同士で、生垣を揃えて維持していくこと、基調となる樹木や草花を選定して緑化を進めること、樹木を連続させて維持管理していくこと、建物等の色調を調和させていくこと、清掃活動などが、「生活風景宣言」の登録の対象になります。

○市民参加による「地域景観資源」の登録

日頃身近に感じている魅力的な風景（建造物、樹木、里山、鎮守の杜、名勝地、湧水など）を守り、育てていくために、地域住民からの提案等により「地域景観資源」として登録できる制度を設けます。「地域景観資源」として登録されたものは、地域の景観づくりの大切な要素として、市民に広く紹介していきます。

「地域景観資源」に登録されたもののうち、必要に応じて景観重要建造物や樹木、景観重要公共施設に指定するなど、景観法の活用を図ります。また「地域景観資源」の保全・育成に主体的に関わる市民の活動に対し、「町田市住みよい街づくり条例」等を活用し、支援を行っていきます。

■地域景観資源の概要

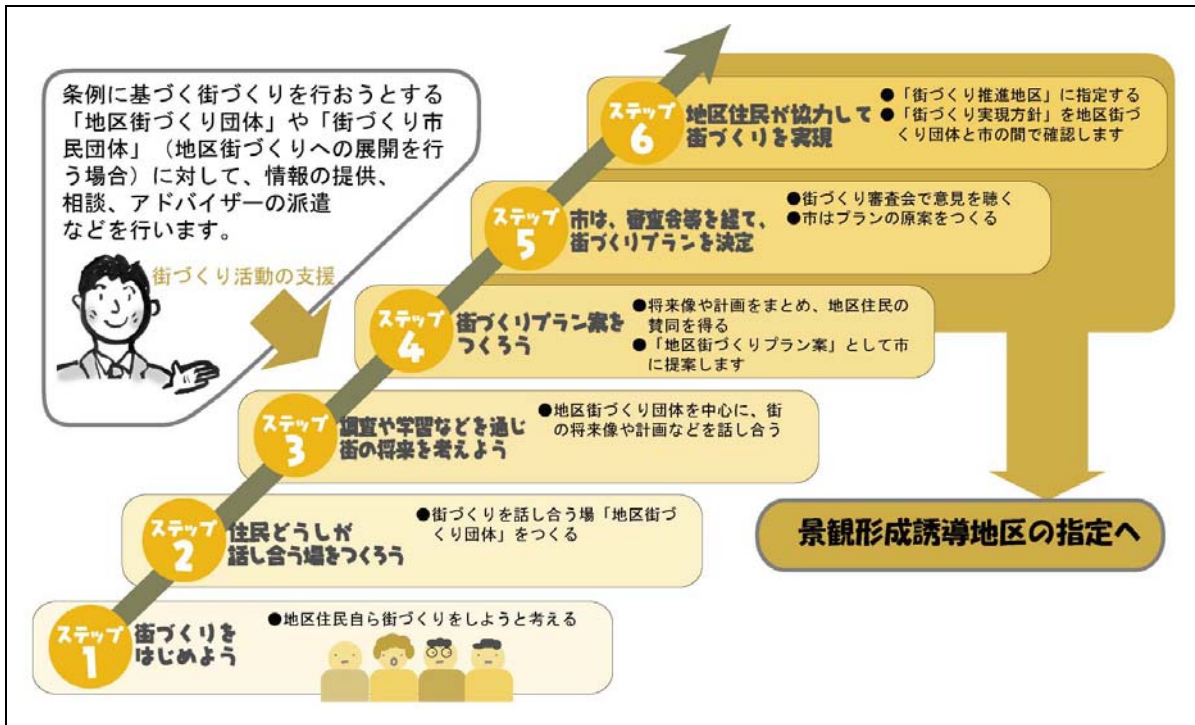


○市民提案による地域のルールづくり

景観形成誘導地区の追加指定や変更のほか、景観協定、景観地区等の仕組みを活用したルールづくりに関して、市民提案に向けた取り組みを推進します。

提案に向けた活動を行う団体は、「町田市住みよい街づくり条例」に基づく「地区街づくり団体」への登録を可能とします。登録団体には、地区住民の合意形成を図りながら、「地区街づくりプラン」の策定に向けた取り組みが進められるよう、市が活動に対する支援を行います。提案された「地区街づくりプラン案」に基づき、景観形成誘導地区等の指定を進めていきます。

■町田市住みよい街づくり条例を活用した景観形成誘導地区指定の流れ



(2) 事業者との協働による景観づくり

○届出制度による景観づくり

第4章に定める景観法に基づく届出制度の運用にあたり、既存の事前協議の仕組みを活用し、早い段階から事前相談を進め、事業者の協力によって、より良い市の景観づくりを進めていきます。事前相談と届出（通知）の流れの詳細は、第4章113ページをご参照ください。

○ガイドラインに基づいた景観づくり

届出制度の基準に加え、事業者の立場からの意見も踏まえ、より詳細な配慮事項を示すガイドラインを策定します。事業者の協力によって、ガイドラインに基づいた積極的な景観づくりを進めます。

- ・景観計画の円滑な運用のための色彩に関するガイドライン
- ・景観に配慮した建築物等の指針となるデザインガイドライン など

○景観社会実験の実施

今後の景観づくりに関する本格的な施策の展開や円滑な事業の実施のために、事業者等の協力のもとで、場所や期間を限定して施策の試行及び評価を行います（景観社会実験）。またこうした景観社会実験の実施によって、景観に関する関心や意識の向上を図ります。

○事業者提案によるルールづくり

開発行為等により、まとまった土地利用を図る場合、市と景観協定等を締結し、建物の配置や形態、色彩、緑化等の基準を定め、一体的な景観を創出することを推進します。景観協定の締結は、市の景観づくりへの寄与として周知を図り、良好なまち並みを創出した事例には景観賞を付与し、より良い景観づくりを推進していきます。

(3) 行政が先導する景観づくり

○公共事業による景観形成

道路や公園、河川、それらに付随する工作物、及び公共建築物等の市、都、国その他の公共的団体が行う公共事業は、地域の景観形成において重要な要素です。そのため、公共事業の施行にあたっては、良好な景観形成に積極的に寄与するため、景観法に基づく通知の対象行為・対象規模に関わらず、地域別の配慮事項や景観形成の方針に沿った整備を行うよう努めることとします。将来的には、施工者や管理者との協議を行いながら、「公共事業景観形成指針」の策定を目指します。

また、市の行う公共事業については、庁内の連携を強化し、より一体的な景観形成を進めるため、色彩やデザイン等について庁内協議を行う組織を設けます。

○他の施策・事業と連携した総合的な景観づくりの推進

景観づくりは、さまざまな分野に深く関わります。市では、市が行うさまざまな施策や事業と連携して景観づくりに取り組みます。

■主な施策・事業と連携して景観づくりに取り組むイメージ

①中心市街地・沿道など



中心市街地活性化

中心市街地活性化基本計画の考え方に基づき、にぎわいや滞留性、回遊性を考慮した景観誘導をすすめます。

アダプト・ア・ロード事業^{※1}

道路の清掃や植栽の管理等、市民が身近に関わる積極的な活動の仕組みを活用します。

無電柱化推進

主要な駅周辺や災害時緊急輸送路を優先して無電柱化事業を行い、良好な景観づくりをすすめます。

^{※1}アダプト・ア・ロード事業：市が管理する道路用地などの公共財産を市民団体の皆さんの手でより良い空間にしようとする制度

②住宅地など



景観形成誘導地区
 市民提案による地区指定を行い、生垣や建物の色彩、意匠、ガレージや物置の設置等の誘導を図ります。

街づくり推進
 景観形成誘導地区のほか、景観協定、景観地区などの指定に向けた活動の支援を行います。

景観賞
 良好なまち並みや積極的な景観づくりの取り組みなどを対象に、景観賞を付与します。

生活風景宣言の登録
 市民が、隣同士や近所で協力して行う景観づくりの活動を宣言し、市長がその内容を「生活風景宣言」として登録する仕組みを設けます。

③丘陵地など



公園緑地整備
 市民に親しまれている地域の緑を保全し、良好な景観を確保するとともに、多くの人が憩える公園や緑地を整備します。

地域緑地保全
 地域の緑が地域住民の手で守られるように、協力団体を育成し、緑地を保全していきます。

北部丘陵整備事業
 市民に親しまれている場所を共有し、地域の緑を保全するとともに、必要な整備を行います。

地域景観資源の登録
 市民に親しまれる場所（眺望点やシンボルツリーなど）を募集し、所有者の意向も尊重しながら登録する仕組みを設けます。

農の担い手支援
 技術習得や、新技術導入、施設整備等の支援により、農の担い手を増やし、農地を保全していくとともに、農地周辺の景観誘導により、農の風景づくりを行います。

地域景観資源に対する支援
 登録された地域景観資源に関する保全・育成のための活動に対し、支援を行います。

市街化調整区域の土地利用の誘導
 資材置き場や墓園等について、市街化調整区域に関する条例やガイドラインと合わせて景観誘導を図ります。

○景観協議会の活用

駅周辺や沿道、眺望地点の周辺など、公共施設を含めた景観形成をすすめる場合において、景観行政団体または公共施設管理者が、必要に応じて「景観協議会」を組織し、沿道地権者、関係行政機関、鉄道・バス事業者、周辺住民、商工会等を含めて地域の課題を話し合い、一体的な景観形成の推進を図ります。

市では、積極的な景観づくりが必要とされた公共施設を含む区域において、景観協議会を活用し、開かれた協議の機会を設け、積極的に景観形成を図ります。

＜町田市における景観協議会の取り組みイメージ＞

- ・景観形成誘導地区に指定された地区で、道路整備や周辺の活性化に資する協議等を行うケース。
- ・町田駅周辺等中心市街地の沿道の景観づくりをテーマにして、協議等を行うケース。

○景観地区等のルールの活用

景観形成誘導地区に指定された地区や、「町田市住みよい街づくり条例」に基づく地区街づくり団体の活動区域、景観協議会などで協議を進める地区において、より積極的な景観形成が必要であると認められる場合には、景観地区や地区計画の活用により、より実効性のある景観形成に取り組みます。

（４）仕組みづくり・活躍の舞台づくり

○町田市景観審議会の設置・運用

市の良好な景観形成に関する重要事項を調査、審議する機関として、町田市景観条例に基づき、町田市景観審議会を設置・運用します。

景観法に基づく届出内容に関する審議や、景観づくりに関する幅広い議論の場としていきます。

○町田市住みよい街づくり条例の充実

市では、「町田市住みよい街づくり条例」に基づいて、市民が主役となって取り組む街づくりを進めています。この条例による市民主体の街づくり活動の中でも、景観に関連する検討や取り組みなどが積極的に行われています。このように景観づくりは、街づくりと切り離すことができない重要な要素です。

今後、景観形成誘導地区の指定や、地域景観資源の保全・育成において市民活動が伴うものの中には、「町田市住みよい街づくり条例」に基づく支援を受けながら、取り組みを進めていく場合も想定されます。

そのため、良好な景観づくりを目指す活動について、より積極的な支援ができるよう「町田市住みよい街づくり条例」の改善、充実を図っていきます。

また、景観計画の運用状況を見極めながら、町田市景観条例に基づく「町田市景観

審議会」及び町田市住みよい街づくり条例に基づく「町田市街づくり審査会」の機能や役割について、景観づくりを含めた市民によるまちづくりが円滑にすすめられるよう、二つの組織の効果的な見直しも検討していきます。

○街づくりフォーラムの充実

毎年開催している「街づくりフォーラム」において、景観づくりに関するテーマを継続的に取り上げ、市民が、市の景観づくりについて関心をもつことができる機会を創出していきます。また、開催に合わせてパネル展示を行うなど、市民活動の発表の機会を設け、市民同士の情報交換やネットワークづくりの機会となるよう充実させていきます。

○町田市公式ホームページの充実

市のホームページの中で、景観づくりに関する情報を充実していきます。景観づくりに関するさまざまな情報を入手しやすくするとともに、市民による景観づくりに関する情報の発信も行えるようにしていきます。

○景観づくりセミナーやワークショップ等の実施

市民や事業者の景観づくりに関する関心や意識の向上を図り、自ら積極的に景観づくりに取り組む手掛かりとなるように、景観づくりに関するセミナーや、小学生、中学生などの景観教育も視野に入れた市民ワークショップ等を実施していきます。

○景観賞の創設

市民一人ひとりの景観に関する意識の向上や、市民・事業者の積極的な景観づくりへの寄与など、市民・事業者による良好な景観形成の推進を目的として、景観賞の創設や景観写真展などの取り組みを定期的の実施できるよう努めていきます。

●景観賞の創設

- ・市の景観づくりに大きく貢献した市民主体の活動や建築物（建築主、設計者、施工者）等を表彰し、広く市民へ紹介していきます。

<景観賞の内容>

（活動部門）

- * 地域景観資源の保全・育成に貢献した市民団体など
- * 景観形成誘導地区の提案により、地域の景観計画の充実に貢献した団体など

（個人賞部門）

- * 景観重要建造物・樹木の指定に協力した所有者など

（優秀建築賞部門）

- * 景観に配慮した優秀な建築物（建築主、設計者、施工者等）

●景観写真展の実施

- ・将来に伝えたい市の景観や、市民が選出する市の美しい風景など

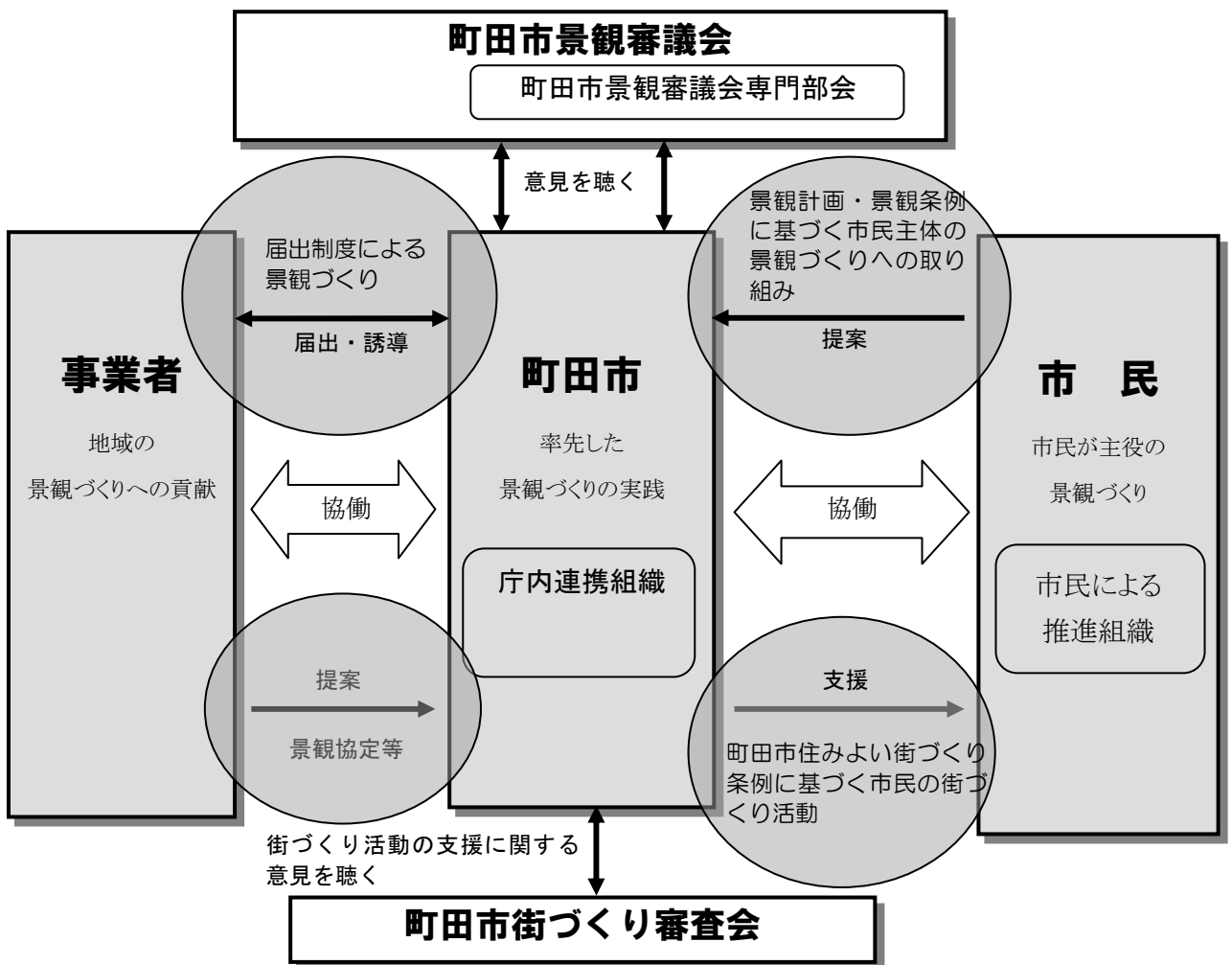
○景観整備機構の活用

景観上重要な施設を適切に維持管理し、魅力を高める活動など、活動の普及や啓発活動を推進するため、景観に関わるNPO法人などを「景観整備機構」に指定し、維持管理、保全活動、景観整備等の推進を図ります。

＜町田市における景観整備機構の指定の考え方＞

- ・ 景観形成に関し専門知識を有し、調査・研究等を行う団体
- ・ 地域の景観資源の保全・育成に関わる活動に積極的に取り組む団体
- ・ 景観づくりの普及・啓発のための学習・教育を積極的に行う団体

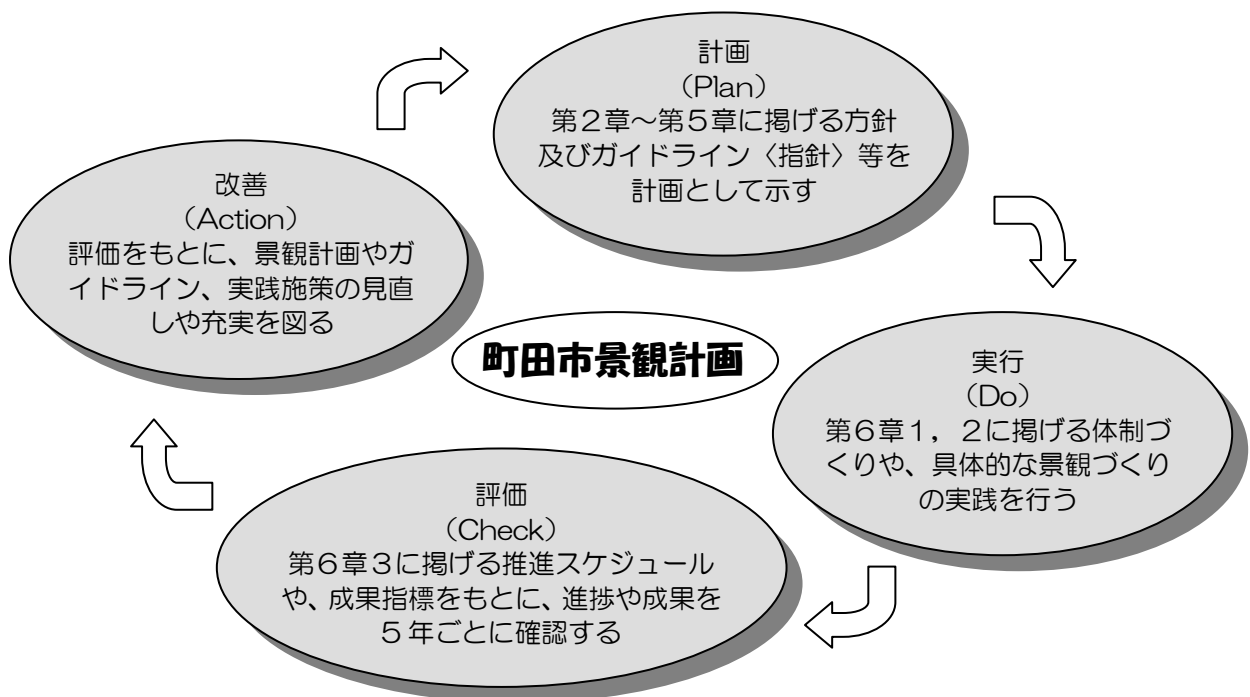
■町田市の景観づくりの推進イメージ





3 計画の定期的な評価・見直し

本計画を効果的・効率的に推進するため、本計画に示した景観づくりの実践施策については、その進捗状況や目標の達成度などを定期的（5年に1回程度）に評価・検証し、必要に応じて見直しを行っていきます。

また、それらの情報を、市の広報、ホームページ等を通じて広く公表していきます。



■景観づくりの実践施策の推進スケジュール

	2010年	2015年	2030年
	 短期		 中・長期
景観づくり市民活動の支援	協議・検討の場づくり		「(仮称)景観市民サポーター制度」等の実現
生活風景宣言の登録	随時登録		
地域景観資源の登録	2年ごとに候補募集、選定、随時登録 保全・育成活動等の支援		景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設等の指定
市民提案による地域のルールづくり	活動支援		景観形成誘導地区等の指定
届出制度による景観づくり	3つの景観形成ゾーン、3つの景観形成誘導地区による運用		景観形成誘導地区の追加指定を加えた運用
ガイドラインに基づいた景観づくり	色彩ガイドラインの策定 建築(まち並み)デザインガイドラインの策定		屋外広告物ガイドラインの策定
景観社会実験の実施	照明実験、オープンカフェ実験等		
事業者提案によるルールづくり	随時、景観協定の締結		
公共事業による景観形成	庁内協議の実施		公共事業景観形成指針の策定
他の施策・事業と連携した総合的な景観づくりの推進	随時関連事業等の検討、実施		
景観協議会の活用	活用検討		必要に応じて実施
景観地区等のルールの活用	活用検討		必要に応じて実施
町田市景観審議会の設置・運用	定期的に開催、専門部会の活用		
町田市住みよい街づくり条例の充実	運用状況の検証		見直し
街づくりフォーラムの充実	新たなテーマ設定		市民の主体的な参画
町田市公式ホームページの充実	情報の更新、充実		
景観づくりセミナーやワークショップ等の実施	定期的の実施		市民の主体的な関与
景観賞の創設	2年ごとに検討、実施		
景観整備機構の活用	随時検討、指定		

■成果指標と目標水準

●：推進主体 ○：関係主体

成果指標	協働体制			現状値	目標値
	市民	事業者	町田市		
全体指標					
日頃の生活の中で景観を意識する市民の割合 (町田市の景観に関する市民意識調査)	●	●	●	91.1% (2008年)	95% (2015年)
市内全域の景観について「非常に良い」「良い」と感じる市民の割合 (町田市の景観に関する市民意識調査)	●	●	●	29.6% (2008年)	50% (2015年)
市内で魅力を感じる景観があると答える市民の割合 (町田市の景観に関する市民意識調査)	●	●	●	61.2% (2008年)	70% (2015年)
基本目標Ⅰ 自然の風景を守り育てる					
重点目標Ⅰ－1 緑豊かな景観づくりを進める					
里山の保全などの環境保護活動に参加したことがある市民の割合 (町田市の景観に関する市民意識調査)	●	○	○	3.4% (2008年)	6.0% (2015年)
重点目標Ⅰ－2 町田ならではの地形の特性を生かした景観づくりを進める					
地域景観資源(眺望点)の登録数	●	○	●	—	➡
丹沢・大山、丘陵の眺望の保全に積極的に取り組むべきと考える市民の割合 (町田市の景観に関する市民意識調査)	●	●	●	28.2% (2008年)	40% (2015年)
重点目標Ⅰ－3 だれもが親しめる河川や水辺の空間を生かした景観づくりを進める					
河川や池など水辺の空間づくりに積極的に取り組むべきと考える市民の割合 (町田市の景観に関する市民意識調査)	●	○	●	38.7% (2008年)	50% (2015年)

成果指標	協働体制			現状値	目標値
	市民	事業者	町田市		
基本目標Ⅱ だれもがやすらぎ、誇れるまち並みをつくる					
重点目標Ⅱ－1 住宅地の良好な景観づくりを進める					
居住地周辺の景観に好感が持てると感じる市民の割合 (町田市中期経営計画)	●	●	●	55.3% (2007年)	65% (2011年)
生活風景宣言の登録数	●	○	●	—	➔
重点目標Ⅱ－2 にぎわいとるおいのある市街地の景観づくりを進める					
町田駅周辺で長い時間楽しみたいと思う市民の割合 (市民意識調査)	●	●	○	25% (2007年)	➔
違反広告物除却数 (庁内資料)	●	○	●	1,125件 (2008年)	➡
重点目標Ⅱ－3 やすらぎと地域らしさが感じられる沿道景観づくりを進める					
アダプト・ア・ロード事業 ^{※1} 管理協定締結数 (庁内資料)	●	●	●	27件 (2009年)	➔
無電柱化路線延長 (町田市中期経営計画)	○	○	●	2,240m (2007年)	3,440m (2011年)
基本目標Ⅲ 先人が築いた文化・歴史を受け継ぐ					
重点目標Ⅲ－1 地域の特色ある文化や歴史を反映した景観づくりを進める					
市内の遺跡や有形・無形の文化財を見に行った市民の割合 (市民意識調査)	●	○	●	20.2% (2007年)	➔
小野路宿通り修景区間板塀設置件数 (町田市中期経営計画)	●	○	●	2/23軒 (2007年)	19/23軒 (2011年)
地域景観資源(建造物・樹木)の登録数	●	○	●	—	➔
基本目標Ⅳ 次世代に向けてだれもが愛着と誇りをもてるまちを目指す					
重点目標Ⅳ－1 市民・事業者・行政が協働で景観づくりを進める					
これまでに景観に関する取り組み・活動に参加したことがある市民の割合 (町田市の景観に関する市民意識調査)	●	○	●	30.6% (2008年)	40% (2015年)
景観に関するガイドラインの策定数 (公共事業景観形成指針を含む)	○	●	●	—	3件 (2015年)
重点目標Ⅳ－2 それぞれの地域の個性や特色を生かし地域や市全体の魅力を高める					
市内の建物などについて、まわりの景観と調和させるようなルールが必要だと考える市民の割合 (町田市の景観に関する市民意識調査)	●	●	●	77.6% (2008年)	80% (2015年)
景観形成誘導地区(市民提案)の指定数	●	○	●	—	3地区 (2015年)

※1 アダプト・ア・ロード事業：市が管理する道路用地などの公共財産を市民団体の皆さんの手でより良い空間にしようとする制度